

SUGGEST by hamamoto

mite net!

みてねっと!

2020 WINTER

Vol.61



やめよう

スマートフォンや携帯電話は、通話機能に加え、インターネット、メール、ゲーム等ができて、私たちの生活に欠かすことのできない大変便利な機能を持つものになっています。一方、運転中にスマートフォン等の画面を注視していたことに起因する交通事故が増加傾向にあり、いわゆる運転中の「ながらスマホ」が社会問題となっています。

「ながらスマホ」の罰則等大幅に強化

- 違反点数、反則金は約3倍に引き上げ
- 「ながら事故」を起こせば即免許停止処分に

去年の国会で道路交通法が改正され（2019年12月1日施行）、車で走行しながらスマートフォンや携帯電話を使用したり、カーナビゲーション装置等の画面を注視する「ながら運転」が厳罰化されました。携帯電話等使用時の違反点数・反則金なども約3倍と大幅に引き上げられ、事故など交通の危険に結びついた場合は、即免許停止になります。

運転中のスマートフォン・携帯電話等使用



	改正前	改正後
携帯電話使用等により交通の危険を生じさせた場合	【罰則】 3ヶ月以下の懲役 または5万以下の罰金	【罰則】 1年以下の懲役 または30万以下の罰金
	【違反点数】 2点	【違反点数】 6点
	反則金 大型 1万2千円 普通 9千円 二輪 7千円 小特等 6千円	非反則行為となり、 すべて罰則を適用
携帯電話の使用等（保持）	【罰則】 5万以下の罰金	【罰則】 6ヶ月以下の懲役 または10万以下の罰金
	【違反点数】 1点	【違反点数】 3点
	反則金 大型 7千円 普通 6千円 二輪 6千円 小特等 5千円	反則金 大型 2万5千円 普通 1万8千円 二輪 1万5千円 小特等 1万2千円

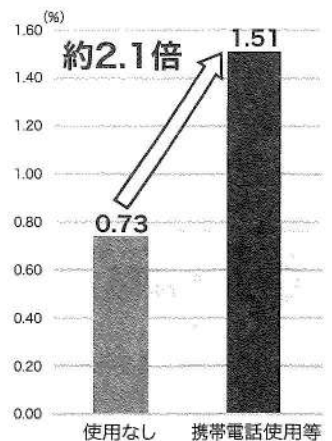
■運転時のスマートフォン・携帯電話使用時の注意点

右記の死亡事故率比較にあります。携帯電話使用時の死亡事故率は使用なしと比較して約2倍も大きくなっています。走行中にスマートフォン・携帯電話などを使用したり、カーナビゲーション装置などに表示された画像を注視したりすることにより、周囲の交通の状況などに対する注意が不十分になると大変危険です。走行中はスマートフォン・携帯電話などを使用したり、カーナビゲーション装置などに表示された画像を注視したりしてはいけません。

また、スマートフォン・携帯電話などについては、運転する前に電源を切ったり、ドライブモードに設定したりするなどして呼出音が鳴らないようにしましょう。

スマートフォン・携帯電話などを使用する場合、必ず安全な場所に停車してから使用してください。

死亡事故率比較(平成30年)



損保トピック

防災情報をよく目にするけど、いつ避難すればいいの？



警報や注意報、避難指示・避難勧告など大雨の際には多くの防災情報が発表されます。2019年から大雨の際に発表される防災情報が5段階に分けられていますが、「各レベルがどのような状況なのか?」「いつ避難を始めればいいのか?」を皆さんご存知ですか?



警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令(市町村が発令)
警戒レベル 4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急)※3 ※3 地域の状況に応じて緊急的または重ねて避難を促す場合に発令(市町村が発令)
警戒レベル 3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始(市町村が発令)
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等(気象庁が発表)
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報(気象庁が発表)

肝心の避難のタイミングは、【警戒レベル3】で、お年寄りや体の不自由な方など避難に時間がかかる方とその支援者が、【警戒レベル4】で対象地域の全員が、避難場所など安全な場所への速やかな避難が必要と定義しています。

これらの防災情報は必ず発令されるものではなく、また状況が急変する可能性があることにも留意してください。大事なことは「自分の命は自分で守る」という意識です。普段から住んでいる地域の災害リスクに関心を持ち、災害のおそれがある場合には、積極的な情報収集と早めの避難行動を心がけましょう。

【ご参考】「ひょうご防災ネット」

「ひょうご防災ネット」は、兵庫県下の市町ごとに、携帯電話のメール機能を利用して、県民・市民に直接、緊急情報(地震情報・津波情報・気象警報)、避難情報等を発信するシステムです。まだ登録されていない方はぜひ登録してみてください。次のURLを入力 <http://bosai.net/> または、右のQRコードから登録が可能です。



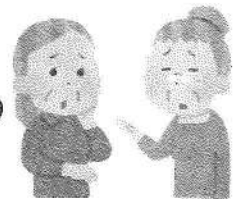
生保トピック 「老後の生活資金に2,000万」

老後の生活をおくるのに、年金だけでは2,000万円不足するという問題。発端となった金融審議会の報告に対し、不安をおおるニュースは多いですが、どのような対応策をとればよいかかわからないというのが実情ではないでしょうか。

では、不足する2,000万円を自分で用意するにはどうしたらよいのか?今回は、2,000万円を貯める方法について考えてみたいと思います。例えば、35歳から65歳までの30年間、銀行預金で2,000万円を貯めようと思えば、毎月約55,000円。金利が0.01%だとすると、利息は約30,000円、さらにそこから税金が差し引かれます。35歳の方で毎月約55,000円ですから40歳、50歳の方ですと毎月の貯金額がさらに高くなります。老後の生活資金のために、毎月それだけの金額を預金できれば問題ないのですが、難しいという方の方が多いと思います。

そこで、利用したいのが、「資産運用」です。金融庁の報告書でも、「つみたてNISA(積立NISA)や「iDeCo」(イデコ・個人型確定拠出年金)を活用して資産を作ることについて触れていました。このような資産形成方法を活用してみたいか?がでしょうか。

どうします?



つみたてNISAとiDeCoの仕組みについて。

	つみたてNISA	iDeCo
非課税投資上限額	年間40万円	年間144,000円~816,000円※
非課税となる期間	投資した年から最長20年間	60歳まで(運用益は70歳まで)
税制優遇 掛け金	所得控除の適用無し	掛け金全額が所得控除
税制優遇 運用時	運用益非課税	運用益非課税
税制優遇 受取時	非課税	一時金受取:退職所得控除 年金受取:公的年金控除
投資商品の解約	いつでも可	いつでも可
資金の引き出し	いつでも可	原則60歳以上

※働き方や勤務先の年金制度による

見直してください あなたの暮らしの保障 浜本保険株式会社

- 本 社/兵庫県加西市北条町橋尾313-1 A・NOVA SANWA BLDG 1F
TEL.0790(42)1223(内) FAX.0790(43)1205
- 高 砂 営 業 部/兵庫県高砂市荒井町御旅2丁目1番1号
TEL.079(442)3515(内) FAX.079(442)3054
- HAMAMOTO CONSULTING OFFICE
兵庫県姫路市北条梅原町119北条梅原350ビル
TEL.079(225)5551(代) ☎0120(920)903



■本社/北条営業部

■高砂営業部

■HAMAMOTO CONSULTING OFFICE